

「がんばろう ふくしま！」応援店制度のご案内

第1 応援店の目的

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に伴い、本県の農林水産物は摂取制限や出荷制限を余儀なくされているだけでなく、風評被害を受けるなど深刻な状況にあります。

一方で、野菜、畜産物等の多くの品目で安全性が確認されるとともに、国による出荷制限等の解除の方針が示され、徐々に県産農林水産物の流通量が増加する見通しです。

このため、安全が確認された県産農林水産物について、県内外の販売店、飲食店等と連携し、消費者等に対して県産農林水産物の安全性に関する正確な情報発信とPRを広く実施することで、県産農林水産物の風評被害の払拭と購買・消費意欲の向上を図ることを目的とします。

第2 応援店の活動内容

1 販売店、飲食店等

県内外の量販店、小売店、農産物直売所等の販売店や、県産農林水産物を食材として使用している県内外の飲食店は、県が提供する情報や標記運動のPR資材を活用して、消費者に対し安全な県産農林水産物に関する啓発活動を実施願います。

さらに、販売店においては、店舗内に県産農林水産物等を集約して販売する「がんばろう ふくしま！」コーナーを設置願います。

2 流通事業者（卸売事業者、仲卸事業者等）、加工事業者等

県産農林水産物を商品として取り扱っている卸売事業者や原材料として加工・販売している加工事業者等は、県が提供する情報やPR資材を活用して、県内外の取引事業者に対し安全な県産農林水産物に関する啓発活動を実施願います。

なお、応援店として登録するに当たっての要件は別記1のとおりとします。

また、応援店は、摂取又は出荷自粛の品目は取り扱わないようお願いいたします。

第3 実施店舗の手続き等

1 運動に取り組もうとする団体等は、応援店届出書（以下「届出書」という。様式1）を所管する農林事務所長又は最寄りの県外事務所長（以下「所長」という。）に提出してください。なお、所長の業務対象外の場合は、県農林水産部長（以下「部長」という。）に提出願います。

2 届出書を確認した結果適当と認められる時は、応援店協力依頼書（様式2）に第4の1の資材を添えて、届出団体等に送付いたします。

第4 県が提供する資材等

1 提供資材及び情報

(1) 「がんばろう ふくしま！」ミニのぼり（縦 29cm×横 12cm）及び電子データ

(2) 「がんばろう ふくしま！」知事メッセージ(A3 版又は A4 版)及び電子データ

(3) 「がんばろう ふくしま！」ミニポスター(縦 29cm× 横 12cm)

(4) 「がんばろう ふくしま！」横断幕<販売店のみ。縦 30cm×横 157cm>及び電子データ

(5) 安全性が確認された県産農林水産物の情報（ふくしまの安全な農林水産物チラシ）

なお、(5)は県が更新された情報を電子メール（又は fax）にて随時配信するため、応援店は使用時に最新情報となっているか注意してください。

2 応援店の県ホームページへの掲載

登録した応援店については、県のホームページに掲載し広く御紹介します。

第5 応援店情報の管理

届出書に記載いただいた情報については、福島県産農林水産物の風評被害の防止と消費拡大のPR以外には使用しません。

第6 応援店の実施期間

平成23年4月からとし、当面は終期を設定しないこととします。

第7 応援店の状況報告

応援店に取組み状況の報告を求めることがあります。

第8 その他

- 1 県は、県産農林水産物の販売拡大を図るため、応援店と農業者団体（農業協同組合、生産・出荷団体等）とのマッチングに努めます。
- 2 本要領に定めるもののほか、応援店の実施に必要な事項は、別に定めます。

別記1（要領第2関係）

1 応援店について

応援店は、県産農林水産物等を継続して積極的に販売又は食材として活用している法人及び団体等であること。

2 確認要件について

- (1) 年間又は定期的に、県産農林水産物や加工品等の安定的な販売又は料理等の提供を行うことが見込まれること。
- (2) 県産農林水産物の風評被害を払拭するため、安全な県産農林水産物の情報提供とPRを積極的に行う意欲があること。
- (3) 販売店においては、「がんばろう ふくしま！」コーナーを長期的に設けることが見込まれること。